セーフティネット融資 中小企業再生支援資金要綱

1 目的

この融資制度は、決算が赤字又は債務超過となっている等、厳しい経営環境にある中小企業者の経営の再生、従業員の雇用の維持・確保を図ることを目的とする。

2 融資対象資金

(1)長期資金

経営の再生に必要な運転資金及び設備資金

(2) 短期フォローアップ資金 経営の再生に必要な運転資金

3 融資対象

(1)長期資金

京都市内に所在する中小企業者及び事業協同組合等で、京都信用保証協会(以下「保証協会」という。)の保証対象となり、継続して1年以上同一事業を営んでおり、次のすべての要件を満たすもの

ア 経営の安定に支障をきたしているが、再生の可能性が高く、経営者が自社の 再生に強い意志を持ったもの

イ 5の取扱金融機関又は京都府中小企業活性化協議会の支援を得て再生計画 を作成したもの

(2) 短期フォローアップ資金

京都市内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合で、3(1)の長期資金に係る5の金融機関の経営モニタリングを受けているもの

4 融資条件

(1)長期資金

ア 融資限度額 2億円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額(普通保証)の範囲内とする。また、経営安定関連特別保証により別枠を利用する場合の融資限度額についても同様とし、本融資の現残を含み経営安定関連保証の利用可能額の範囲内とする。

イ 融資利率 金融機関の所定金利

ウ 融資期間 10年以内

ただし、特に必要と認められた場合は、20年以内とする ことができるものとする。

- エ 返済方法 3 (1) イの再生計画に基づくものとする。 なお、必要により1年以内の据置期間を認める。
- オ 保証人・担保 保証協会の保証付

保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人 代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は原則徴 求しない。

担保は必要に応じて徴求することとする。

(2) 短期フォローアップ資金

ア 融資限度額 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額 (無担保保証)の範囲内とする。また、経営安定関連特別保証により別枠を利用する場合の融資限度額についても同様とし、本融資の現残を含み経営安定関連保証の利用可能額の範囲内とする。

イ 融資利率 金融機関の所定金利

ウ 融資期間 1年以内

エ 返済方法 元金一括返済又は元金均等月賦返済

ただし、元金均等月賦返済の場合、必要により6箇月以内 の据置期間を認める。

オ 保証人・担保 保証協会の保証付

なお、保証協会に対しては無担保扱いとする。

保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人 代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は原則徴 求しない。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談·受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

(2)協議

京都府中小企業活性化協議会に、別に定める企業再生委員会(以下「委員会」という。)を設置し、融資の協議を行うものとする。

(3) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書(取扱金融機関所定)に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

- ア 信用保証委託申込書(保証協会所定)
- イ 試算表等
- ウ 許認可等を要する事業を営むものにあっては、その許認可証等の写し
- エ 市民税の納税証明書
- オ 必要に応じ中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項に 係る認定書類(経営安定関連特別保証を利用する場合に限る。)
- カ 必要に応じ登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)、定款の写し
- キ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

7 関係機関の事務処理

- (1)長期資金
 - ア 取扱金融機関の委員会への協議依頼

取扱金融機関は、具体的な相談があり、経営の再生にこの融資が必要と判断 される場合は、委員会に協議依頼を行う。

イ 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、委員会の協議を経て受け付けた提出書類の内容を審査し、 融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

- (2) 短期フォローアップ資金
 - ア 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を調査・審査し、 融資ができるものについては、保証協会へ保証依頼を行うものとする。

- (3) 共通
 - ア 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

イ 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を 実行する。

8 その他

- (1) 本制度の利用にあたっては、原則として、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の目前の中小企業再生支援融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年10月1日保証申込受付分から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。